

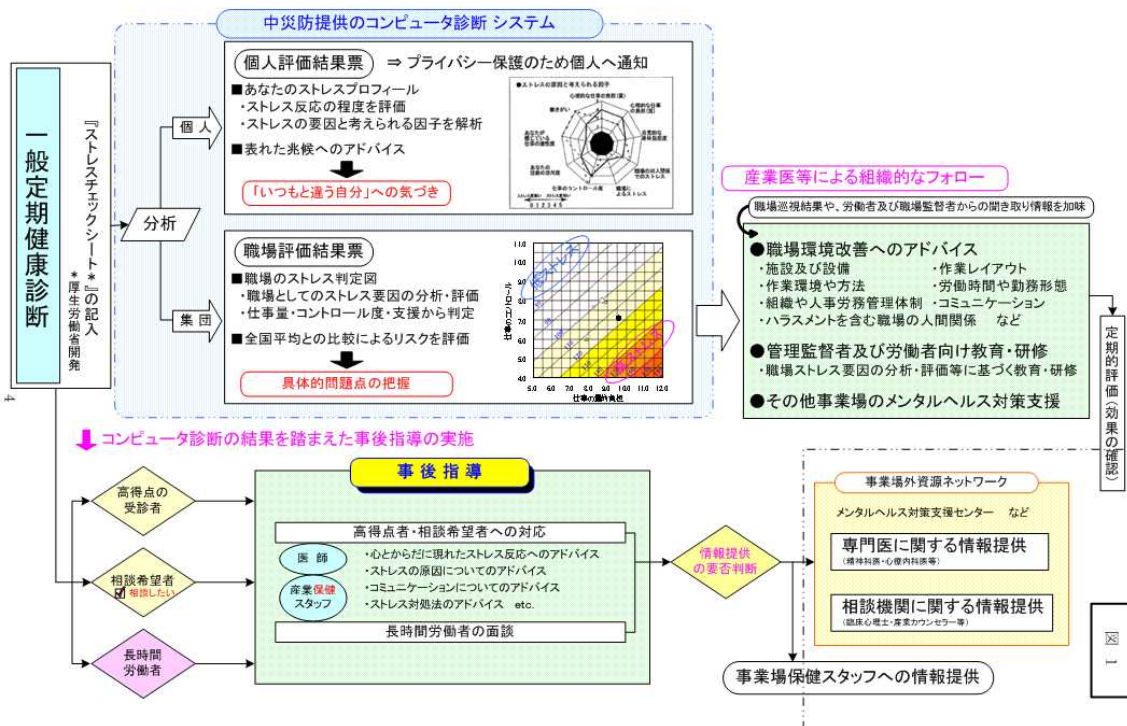
「ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会」説明資料

(公社)全国労働衛生団体連合会

1 全衛連メンタルヘルスサービスの概要

全衛連のメンタルヘルスサービス概念図

「メンタルヘルス不調者を発生させない職場の取り組み」



【特徴】

- 1 定期健診と併せてストレスチェックを実施。チェックシートは「職場ストレス簡易調査票」を改編して使用（所定外労働時間数、相談希望の有無の質問を追加）
- 2 相談希望者、高ストレス者、抑うつ傾向者を面接対象として選定し、個別に医師面接（必要に応じて専門医紹介）。その後、保健師等によるストレス管理法等の指導。医師、保健師等は日本産業精神保健学会認定専門職取得者（単位取得中の者を含む）。
- 4 事業場に対しては、実施結果報告書を提出し、職場環境改善のためのアドバイス実施（「仕事のストレス判定図」及び改善すべきと思われる事項を添付）

2 ストレスチェック、面接・指導の流れ

(1) ストレスチェック

① ストレスチェックの申し込み

- ・事業者から労働者に対し、ストレスチェックを実施する旨の説明（包括同意）
- ・事業者から受診者の属性情報提出（職種、職位、就業上の地位、勤続年数など）

② 健診と併せてストレスチェック実施

- ・質問票に「同意なく第三者提供をしないこと、産業医から要請があった場合提供すること、研究のため匿名化したうえでデータを使用することがあること」を説明し、同意取得（個別同意）

③ 個人評価結果（「あなたのストレスプロフィール」）を受診者に報告

- ・相談希望者、高ストレス者、抑うつ傾向者に対し、面接・指導の案内

(2) 面接・指導

① 面接・指導日程の調整

- ・平日 5 時以降、土曜日の面接にも対応

② 医師面接の実施

- ・受診者から問診票提出
- ・構造化面接の手法により、専門医受診の必要性の有無を判断
- ・就業条件の変更が必要と判断した場合、本人同意取得の上事業場産業医等に連絡（個別同意）

③ 保健師等による指導の実施

- ・専門医受診の必要性のないと判断された受診者に対し、ストレス管理法等を指導
- ・小冊子「ストレスマネジメントハンドブック 1、2」を提供

(3) 事業場への対応

① 実施結果報告書提出

- ・ストレスチェック受診者数、事後指導実施数等に「仕事のストレス判定図」及び改善すべきと思われる事項について取りまとめ、実施結果報告書として提出

② その他（オプション）

- ・産業医契約に基づき衛生委員会等に出席し、職場改善指導
- ・管理職、一般職員を対象としたメンタルヘルス教育の実施 等

3 課題

- ・要面接者と選定された受診者に案内をしたが、応じたのは平成 22 年度 20.1%、23 年度 10.7%、24 年度 5.8%、25 年度 8.4%。
- ・相談希望者の面接・指導には対応できているが、高ストレス者、抑うつ傾向者と判定し、面接・指導の案内を出しても、受診者本人にその自覚がなく、面接・指導の案内に何ら反応がないケースがほとんど。
- ・今後いかに面接・指導実施割合を高めるかが大きな課題。

(参考) 年度別ストレスチェック実施件数等

	実施数	面接対象者	事業場 産業医担当	会員機関 医師担当	会員機関 面接実施数	専門医 紹介数
22 年度	25,919	2,037	1,342	695	140	13
23 年度	35,051	4,369	2,954	1,415	152	4
24 年度	69,765	7,757	4,519	3,238	190	9
25 年度	79,512	7,366	3,560	3,806	318	8

(注)「事業場産業医担当」：ストレスチェックを実施した全衛連会員機関から事業場産業医に対して面接対象者リストを提出し、事業場産業医が自ら面接するもの（面接実施数は不明）

「会員機関医師担当」：事業場産業医担当以外の面接対象者

4 要望

(1) 実施者の役割について

中間とりまとめ1の(2)は、「実施に当たっては、産業医が関与することが望ましい」としているが、50人以上の事業場には産業医が選任されていることから、「ストレスチェックの企画及び結果の評価」を産業医に統括させるのがよいと考える。「産業医が関与することが望ましい」ではなく、産業医の職務であることを法令上明確にしてほしい。

ストレスチェック外部実施機関としては、産業医に対しストレスチェック結果(個人評価結果)を提出することが、もっともよい方法と考えるため。

(2) 医師面接対象とする選定ロジックについて

検査の結果、面接指導対象者を選定する基準は、今後国がマニュアル等で示すとされているが、ストレスチェック処理システムの準備もあるため、できるだけ早く示していただきたい。